

教育こども常任委員会施策研究テーマについて(報告)

西宮市議会議長 殿

平成 29 年 5 月 23 日
(2017 年)

教育こども常任委員会

委員長 よつや 薫

本委員会では、平成 28 年 7 月 26 日開催の委員会において、「子どもの育ちへの施策について」を年間の施策研究テーマと定め、調査・研究をしてまいりました。

調査・研究にあたっては、子どもの育ちへの施策について各委員より意欲的な多くの意見が出されましたが、「乳幼児期の支援について」、「児童虐待防止について」、「子どもの居場所について」、「子どもの貧困について」、以上 4 項目を特に重要な課題と考え協議を行ってまいりましたので、ご報告申し上げます。

1 乳幼児期の支援について

平成 28 年 8 月 12 日、平成 28 年 9 月 13 日、平成 28 年 10 月 14 日及び平成 28 年 11 月 25 日に管内視察を含む委員会を開催し、乳幼児期の支援について、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の説明を聴取するとともに、質疑、委員間協議等を行い、意見要望等を伝えました。

施策研究テーマのうち当該項目に対する各委員の個別の意見は別紙のとおりです。

2 児童虐待防止について

平成 28 年 8 月 12 日、平成 28 年 9 月 13 日及び平成 28 年 11 月 25 日に管内視察を含む委員会を開催し、児童虐待防止について、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の説明を聴取するとともに、質疑、委員間協議を行い、意見要望等を伝えました。

施策研究テーマのうち当該項目に対する各委員の個別の意見は別紙のとおりです。

3 子どもの居場所について

平成 29 年 1 月 18 日及び平成 29 年 4 月 18 日に委員会を開催し、子どもの居場所について、委員間協議を行い、意見要望等を伝えました。

また、管外視察として、平成 28 年 11 月 1 日に東京都杉並区、文京区、平成 28 年 11 月 2 日に NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワークを訪れ、同区、同法人の子どもの居場所づくり事業について調査を行いました。

施策研究テーマのうち当該項目に対する各委員の個別の意見は別紙のとおりです。

4 子どもの貧困について

平成 29 年 2 月 13 日、平成 29 年 4 月 18 日及び平成 29 年 5 月 16 日に委員会を開催し、子どもの貧困について、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の説明を聴取するとともに、質疑、委員間協議を行い、意見要望等を伝えました。

また、管外視察として、平成 28 年 10 月 31 日に東京都足立区を訪れ、同区の子どもの貧困対策について調査を行いました。

施策研究テーマのうち当該項目に対する各委員の個別の意見は別紙のとおりです。

※岩下彰委員は平成 29 年 3 月 23 日付けで議長に選任され（委員会条例第 6 条 2 項により議長は常任委員にならない）、同日付けで八木米太郎委員が教育こども常任委員に選任されましたので、選任時期の関係上、両委員について個別の意見の掲載がない項目があります。

以 上

子どもの育ちへの施策について

1. 乳幼児期の支援について

1. 乳幼児期の支援について

よつや薫 委員長

市内の人口の増加については、自然増・社会増ともに乳幼児期の支援が内外から好印象を持たれていることの結果とも考えられる。

しかし、まだまだ、保育所の待機児童問題や、きめ細やかな支援の点では取り組まなければならない点などがあることは、担当各部局もそれぞれに取り組まれていると考える。

具体的な支援のメニューについて特に利用者への広報の徹底と、利用しやすい体制の改善を工夫されることが望まれる。

吉井竜二 副委員長

現状コンシェルジュの成果が見えないことが現状の問題。よって、「こんなケースについてはこう解決した」などの何らかの見えるものが必要だと考える。

そうすれば似たような問題を抱えたクライアントが安心して相談に行けるようになると思う。

一色風子 委員

まずは実態把握をしっかりするべき。

赤ちゃん訪問では実際の保護者の方の不安解消にはつながりにくい状況であるため他市の事例を参考にして、赤ちゃんの様子からお母さんの様子、家庭の様子の実態を把握すること。

そこから適切なアドバイスやできる支援を伝えていければ、西宮市に今ある材料を使って乳幼児期のご家庭に適切に必要な支援を届けられる。

また、お母さんたちのサークルなどと連携して相談や子育て家庭の支援に繋がればさらなる孤立化を生まず、拠点となる場所を徒歩圏内でいつでも行ける場所として地域の中に整え、安心して子育てできる環境整備をすべき。

岩下彰 委員

いかなる支援体制があっても、それを受けとめる側がしっかりと認識してなければ、と感じる事が多いので、どうすれば行き届くのか。誕生する前から、してからもいろいろある制度をぬかりなく利用していく事を啓発していくこと。問題が発生したら、その部分だけを取りあげての対応ではなく、と感じています。

大川原成彦 委員

- ・利用者支援事業はより広範に行われるべきで、利用者が身近に利用できるよう拡充することが望ましい。また妊娠・出産・育児と切れ目無い支援を行うことが必要。
- ・利用者支援事業の窓口として3類型が存在するが、利用者はその機能の違いに応じて使い分けずるとは考えにくい。
- ・産後の重篤なトラブルに対して、産後母子ショートステイ、産後母子デイケア、産後ドゥーラ派遣事業などの産後ケア事業の拡充が望まれる。

野口あけみ 委員

表記テーマについて、「子育て総合センター」を視察し、「利用者支援事業『子育てコンシェルジュ』」及び「乳幼児期の子育て相談」等について当局より聞き取り調査を行った。妊娠期からの切れ目ない支援の出発点として、母子手帳交付があり、保健師が交付の際に面談できているのが、全体の36%（保健福祉センター及び本庁舎1階の利用者支援事業（特定型））。後の30数%については、支所等での交付であり、保健師は配置されていないが、妊婦シートなどでの問診で、ほぼ100%を掌握。そののちは、健やか赤ちゃん訪問、4か月検診、1歳半検診、3歳児検診などでいずれも90%を超え4か月検診では97・9%の受診率とのことであった。

こうした事業を通じて「支援が必要と思われる母子は把握している」との、当局からの言葉があった。

ところで、先日、堺市で4歳男児が所在不明となり（のちに死亡が判明）、両親が児童手当を詐取したとして逮捕された事件で、一家が以前住んでいた大阪府松原市が、男児の妹への虐待疑惑で一家を定期訪問の対象としながら、「虐待」と「健診」の部門間で情報を共有していなかったため、異常に気付けなかった。

「健診」の機会、問題に気付く機会である。大阪府では、26年に策定した指針で、3歳児健診を最長2カ月受けない場合は安否確認し、さらに1カ月以上確認できなければ、虐待の担当部署に連絡するよう求めているとのことである。

乳幼児期の支援は各家庭や母子のありようによって多様なサービスが求められる。実際に様々なサービスが展開されている。その中で、上記事件からの教訓として、最悪の事態を避ける＝命を守るという観点から、健診の100%実施（受診）をめざすことを求めたい。

八代毅利 委員

子育て世代包括支援センターを拡充すること

具体的には子育てコンシェルジュの配置を積極的に進めること。平成30年度までに南部と北部に1か所ずつ配置し、子育て世代包括支援センターは5か所となる計画である。しかし寄り添った支援をするためにはさらに増やして中学校区に1つ程度設置をすること。これは児童館の在り方も考えながら、子育て広場等にも子育てコンシェルジュを配置することで可能と考える。

その上でコンシェルジュと地域担当保健師との連携を密にすること（これが子育て世代包括支援センターの肝である）。そのために平成28年度にスタートした「子ども・子育て支援総合システム」という部局横断的な庁内システムを発展させフル活用し、母子手帳発行時の面談結果、出産時の情報、こんにちは赤ちゃん訪問時の気づき、1ヶ月健診、4ヶ月健診、1年健診、医師の気づき、保健師の気づき等すべての関係機関が個人情報に注意しながら共有できるようにする。

これにより医院・コンシェルジュ・保健師・子ども家庭支援課・児童相談所・保育所・幼稚園等との間の情報共有が密になることが重要である。これは乳幼児期に限らず小中学校まで活用できると考える。

また、子育て世代包括支援センターの存在をしっかりと子育て世代にPRすること。市のHPにおいてもトップに掲載するくらいにして存在感を高めること。

これは2の「児童虐待の防止について」にも通ずる施策である。

わたなべ謙二郎 委員

利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）対象となる方が子育てに関する相談等、利用しやすくなるように事業の周知及び更なる利用促進に取り組むべきである。

子どもの育ちへの施策について

2. 児童虐待防止について

2. 児童虐待防止について

よつや薫 委員長

児童虐待の疑いで、児童相談所に通告した子どもの件数は、年々、激増している（前年上半期に比べ42%増の2万4511人）。一時保護された児童も年々増加をたどっている。その点、担当部局も既に把握され、できる限りの対応を取られているものとする。

この数字の増加は、おそらく社会の認知度が高まったことによる件数の増加である点も見逃せないが、そのための体制強化が必要なことは言うまでもない。

また、市内に、県の施設である西宮家庭センターがあり、市内に住む市民にとってはその点での安心感はあるが、市民から見てハードルの低い相談体制と迅速に動ける訪問体制などのよりよい形を構築するための人員の増加など人的強化が必要ではないかと考える。

吉井竜二 副委員長

2016年3月4日付けの毎日新聞の記事にもなっていたが、全国で「189」の虐待相談を利用しようとした人の75%が「つながる前に切った」という結果が出ていた。やはり、「相談」という行為自体がそもそも被虐待者にとって少し心理的なハードルが高いという事の現れなのかもしれない。

189のシステムが市単体でどこまでカスタマイズできるのかはわからないが、可能な限り、音声案内までの時間を短くするなどの対策をとり、相談の漏れがないような配備を行っていただきたい。

一色風子 委員

困っている子どもの背景には困っている家庭があるということを忘れず、子どもの意見を最大限に尊重しながら対処できるようにすべき。

児童虐待があったとしても子どもにとっては大切な親である。その親が何故虐待をするほどに追い込まれてしまっているのかに対しても適切にアドバイスや支援をできるようにソーシャルワークし、その地域の中で孤立せずに生活できるようにすべき。

子どもたちの普段の生活が虐待等により奪われることのないように地域連携や一時保護所の設置など可能な限り子どもたちから普段の生活を奪わないようにし、子どもの権利を最大限に発揮できるように環境を整えるべき。

そのためには必要な知識と能力を持ったソーシャルワーカー等が必要になるのでそのための人員配置をお願いしたい。

児童虐待防止はなんといっても孤立を防ぐこと、子育ての支援をすることに尽きる。乳幼児期の支援がもっともそのスタートラインとしては重要と考えるので児童虐待防止と乳幼児期の支援は切っても切れない関係にあると考える。その観点から提言とします。

岩下彰 委員

虐待死で亡くなったこどものうちで、0歳児が6割との報道があり、何ということをするのかと怒りを覚える。どうしてこうなるのかと考えてもむなしさを感じる。まわりの大人がかかわる方法があるのか。考えられている対応、対策をしっかりとやっていくしかない。人も予算も十分だと思う。

大川原成彦 委員

相談窓口の人員体制については、受理件数や内容等に応じて、必要な体制を整備することが望ましい。

野口あけみ 委員

児童の虐待死という悲痛な事件のニュースが途切れることなく、暗たんたる思いである。死には至らなくても、当事者の子どもに大きな傷を与え、日本社会全体にも影を落としている。

虐待のない社会をつくるには、貧困や失業、格差など、様々な原因要素をなくす総合的な取り組みが必要だ。一朝一夕には実現できない。

しかし、一人でも多くの子どもを守ることをめざすべき。虐待から子どもを守る最前線が児童相談所であり、市町村の担当課であると思う。そこで、専門の知識と技量を積んだ専門家（児童福祉司、心理療法士など）がケースに応じたきめ細かい相談支援活動を行い、子どもを救ってほしいと思う。

その点からすれば、ケースワーカー（専門家）一人あたりの虐待対応数が、西宮こども家庭センターで47・8件というのも大変な数字だと思うが、西宮市の家庭児童支援チームではなんと100件超で、大変な事態となっている。市町村における児童福祉司等の配置基準は定められていないとも聞くが、どう考えても不足している。児童相談所の配置基準に準じて、一日でも早い人員増を求めたい。

八代毅利 委員

虐待防止は（１）事前予防（２）早期発見（３）早期保護、がポイントである。

虐待で死亡した子どもの４割以上が０歳児。そのうち半数は生後１カ月の間に亡くなっている。妊婦が社会から孤立して一人で悩みを抱えたまま出産している事態が考えられる。特に（１）（２）市の担うべき事項である。

- ・ひとり親家庭などの社会からの孤立を防ぐために相談窓口として子育てコンシェルジュの配置を積極的に進めること（詳細は「乳幼児期の支援について」の提言に記載済み）。
- ・養育支援ネットを充実させて、保健所と医療機関との連携を密にして支援体制を強化すること（母子手帳発行時、出産時、１ヶ月健診等）。
- ・子育てに悩む母親に寄り添う支援策を行う。特に子育てに疲れた母親を楽にさせる産後ケアを充実させる。助産院での育児相談や宿泊（産後ショートステイ）や日帰り利用（産後デイケア）への助成、専門性の高い産後ケアの訪問型支援を行うこと。
- ・「望まない妊娠」や「10代妊娠」などのハイリスクケースについては対応を別管理してさらに高いレベルの態勢でフォローする。

わたなべ謙二郎 委員

市と県の更なる連携強化に取り組むべきである。

中核市が児童相談所を設置できるようになったが、市独自で児童相談所を設置した場合と尼崎市と共同で児童相談所を設置した場合、運営面、費用面、利用者にとってのメリット、デメリットなど、様々な観点から独自設置、共同設置のための課題を研究すべきである。

子どもの育ちへの施策について

3. 子どもの居場所について

3. 子どもの居場所について

よつや薫 委員長

本委員会の管外視察で「子どもの居場所」に関連して東京都杉並区の「児童青少年センター・ゆう杉並」、文京区「ビーラボ」の施設に伺い、それぞれ独立した施設としての利点や中高生が主体的にかかわる運営の実際をうかがった。また、豊島区にあるNPO法人豊島子どもワクワクネットワークでは、子ども食堂、プレーパーク、無料学習支援をはじめ、夜の児童館、子どもシェルターなどの「居場所」にも取り組んでいることをうかがってきた。

子ども食堂など市が直接かかわらない、あるいは関われない「居場所」がいくつかあると考えるが、子どもたちや保護者の福祉的ニーズを的確にとらえ、積極的な経済的支援をおこない、継続的な子どもの居場所となるよう取り組んでいただきたい。

また、教育委員会、こども支援局、市民局が横断的に連携し、柔軟な対応で取り組むべきである。

吉井竜二 副委員長

・対象の設定が鍵

この問題を考えたときに重要と感じたことは、学校などのコミュニティーにおいて、人間関係の形成に特に問題のない子と、コミュニティーにおいて、人間関係の形成が苦手な子をしっかりと区分することが大切と考える。

一概に「子供の居場所」としてとらえるのではなく、2つを分けて考える視点が大切だと個人的に考える。

具体的には以下のとおりである。

[対象] 学校などのコミュニティーにおいて人間関係で特に問題のない児童

⇒学校の人間関係をそのまま持ち込んでも大丈夫な子供が対象であれば、現在市が取り組んでいる「子供の居場所づくり事業」のような、シンプルに遊び場を提供してあげるような、汎用的なものでいいと考える。

『遊ぶ場所が無いなら、校庭で思いっきり遊んでください』

こういったコンセプトに異論は無いので、現状の事業をガンガン進めていって、ボール遊びや鬼ごっこを思いっきりできる機会を多くの子供たちに提供してあげてほしい。

[対象] 学校などのコミュニティーにおいて人間関係の構築が苦手な児童

⇒気にしてあげないといけないのはこのカテゴリーの子供たちだと考える。こういった子供に対しては汎用的なものが当てはまりづらい。

汎用的なスペースや事業で多くの子供たちを対象とすると、それは学校での人間関係を持ち込む結果になり、こういった子の居場所ではなくなってしまう。要するに『みんなが来られる場所ではダメ』だという事。

といっても万能の場所は存在しない。人間関係の構築が苦手な子に対しては狭い間口で多様なスペースが必要。それが児童館（児童センター）なのかもしれないし、こども食堂なのかもしれない。

「単一の場」で解決することは不可能と考えるので、抽象的になってしまうが、市全体として色んなものにアンテナを張り、時代や文化、ニーズに合わせてチャレンジしていくしかないと考える。

一色風子 委員

現在西宮市の子どもの居場所として挙げられるのは、例えば学校や保育所、幼稚園も居場所であり、育成センターや児童館も居場所になる。居場所作り事業やあすなろ教室等々子どもたちにとっての居場所は細かく見れば市内に点在している。

また、民間でのフリースクールや子ども食堂なども子どもたちの居場所となっている。

まずは、誰でも利用ができる、行くことができる居場所として考えた時に利用料が発生したり地域で差が出たりするものではあってはいけないのではないかと考える。

市内どこに住んでいても、子どもたちの居場所となる場所を確保すべきである。

居場所とは様々な子どものための、それぞれが選んでいける場所、「ここが子どもの居場所です」と大人が決めつけるのではなく、子どもたちが自らすすんで行ってみたいと思い、そして気軽に行けるような居場所として機能しなければいけない。

大人に関与されない自分たちで作出し、自分たちの責任で居心地の良い場所を居場所とすることももちろん必要なのかもしれないが、誰かに話を聞いてほしいと思ったり、直接的な関与はされたくないが困ったときに相談に乗ってもらえるような安心がある場所、子どもたちの力では作ることができないような場所を大人がサポートできるようにすることも今の時代必要なのかもしれない。

単に子どもの居場所ではなくコミュニティの中にある、子どもから高齢者まで幅広い世代の人たちが集うことができるような「つどい場」は誰が行っても安心して過ごすことができる居場所としての機能ももちあわせることができると考える。

地域の中で小さな子どもが歩いて行ける居場所が必要だというお話は、視察先での豊島区にある「wakuwaku ネットワーク」の方のお話の中で聞かせていただいた。

そういった第2の家になるような場所を最低でも各小学校区に1つはつくる必要性がある。

中高生の居場所については視察先で見たような大型の児童館、杉並区「ゆう杉並」のように仲間と集まって勉強できるようなスペースを確保したり、そこで知り合った同世代とゲームができるようにすることや、広い場所で体を動かすことができるような室内運動施設の確保などを新たに新設することは難しいかもしれないが、新設しなくてもそのような機能を補完できるようにするため今ある資源を活用し、工夫しながらやっていかなければいけない。

例えば児童館の利用時間を延長し小学生から成長し中高生になってからも利用できるように、中高生のための時間として特別に枠を作るということも今ある児童館で工夫すればできる可能性がある。

公民館を活用したりスポーツ施設を活用できるようにすることも視野に入れ、どうすれば利用しやすく、子どもたちの居場所となりえるのか工夫していくことも必要である。

また、「ここで、こんなことができます！」という発信を子どもたちに向けてしていくことも今あるものを有効に利用できるようにするための工夫の一つと考える。

子どもたちの居場所はもちろん放課後だけではなく、平日の日中、学校休業日などにも視野を広げていく必要がある。

そして何より、どんな居場所を作っていくかは利用者となる子どもたちの意見をしっかりと聴き（意見を聴くことができる環境も整えなければいけないが）その意見を反映させていかなければいけない。

今後は子どもの育ちを継続して親と共に見守ることができ、困難な状況にある子どもが社会的に排除されず包摂できるような居場所をつくることを行政が先頭に立ち考えていくようにしてほしい。

そして、フリースクールなど民間施設や地域の居場所（つどい場や子ども食堂など）と学校・行政が連携し情報交換を現場レベルでできるように整えていくべきだと考える。

以上、提言とします。

大川原成彦 委員

- ・むつみ児童館の建て替えに際して
 - i) 簡便な厨房機能があると良い
 - ii) 運営はノウハウを持つ指定管理者に委ねることも検討してはどうか
- ・学習支援のあり方について
 - i) 放課後の学習支援は、多様な場所で多様な事業形態によって行われているが、何かしらの共通ルールが必要ではないか

野口あけみ 委員

常任委員会管外視察では、行政が主導する直営および委託の中高生向けの居場所事業を実際に見学した。行政主導、中高生向けという点で、先進事例である。

本市における行政主導の「子どもの居場所事業」は、従来の地域団体の支援による、形態も実施回数も多様な「放課後子ども教室事業」から大きく発展させようという市長の肝いりで、2015年度にモデル事業が実施された。すなわち、小学生を対象に、放課後に校庭や空き教室等を活用して安全で自由な遊び場や学びの場を提供するため、1校に1名の嘱託職員をコーディネーターとして配置し、見守りボランティア（4～5人。週に1度は3名程度の学生ボランティアも加える）の管理と学校や保護者、地域などとの調整役を果たしてもらおうというものであった。

3校のモデル実施のなかでも子どもたちをいったん帰宅させて参加させるか、帰宅せずに参加できるかで参加人数にも差が出ていた。

さらに、全校で事業実施を考えるうえで①コーディネーター全校配置は人件費がかかりすぎる。②100%の学校で実施している校庭開放との差異が、さしてない。③行政主導の事業展開は、これまでの地域団体が実施していた「放課後子ども教室」などの地域活動を阻害してしまう恐れがあるなどの課題があるとして、2016年度からの事業では、モデル実施事業（コーディネーター常駐型）以外に、コーディネーターが2校掛け持ちあるいは配置しない新たな事業メニューを3類型取り入れ現在14校で事業展開している。

新たに設置された放課後施策推進課という担当課に簡単に聞き取りをしたが、コーディネーター常駐型以外の実施内容は多様であり、地域団体の意向や状況をずいぶんと忖度している印象であった。言い方を変えれば「行政主導」に対する自信のなさの表れではないか。

そうした中、あらためて「子どもの居場所」とは何だろう。何の目的で事業が展開され、その意義はどこにあるのかということを考えさせられた。

そもそも子どもが安全に、安心して素のままの自分でいられる「居場所」は、「学校」であり「家庭」であり、その中間点としての「地域」で、あるべきだ。しかし、そのどれもがどの子にとっても安心できる「居場所」になっていない現実があり、それを問題視する中で「子どもの居場所づくり」が社会的関心事となっているのではないか。まずは、「学校」「家庭」がそれぞれに居場所らしく存在することを願わずにいられない。

特に子どもの貧困問題が語られる昨今、問題を抱える「家庭」に対する支援は行政がまず実施すべきである。「学校」がどの子どもにとっても行きたいところになるような改革を求める。そのうえで昨今急速に失われている「地域」をどう取り戻すかだ。「子ども食堂」も地域の居場所の一形態である。

「子どもには3つの『間』—『空間』『時間』『仲間』が必要」とのことばがあった。

これらを提供する「居場所づくり」。また、「すべての子どもが満足する万能な居場所は存在しない。どんなに配慮しても場は人を選ぶし、人も場を選ぶ。『地域の居場所』の問題について考えるとき、大切なのは、ひとつの場や組織でなにかもを解決しようとするしないことだ」とのことばにもあった。

多様な「居場所」を、どう民間や行政が役割を分担し、連携して提供していけるのか、課題は非常に多い。

八代毅利 委員

子どもの居場所とは主に小学生以上の児童の自宅以外の居場所を指すと考える。

まず学校である。不登校で学校に行けない子供には子ども未来センターやフリースクールがある。

フリースクールに対して公的な支援を行うべきではないかという議論がある。

それによって授業料が引き下げられ通学できる生徒が増える可能性がある一方本来の学校に行かないことを容認することになるという反対意見もある。しかし学校に魅力をつけさせて子どもたちが行きたくなるようにすればいいのであり反対意見には私は組しない。当然ながら一定の条件を満たしたフリースクールに対してのみ公的支援を行うべきである。或いはフリースクールに通う児童の保護者に公的支援をすることも選択肢として有り得る。

また放課後の親がいない時間帯を過ごす場所も子どもの居場所である。留守家庭児童育成センターや新放課後事業等が行われている。

また児童館等もある。育成センターの待機等の問題点もあるが一定程度行政や民間でも準備している。

一番難しいのが夜間或いは休日である。NPO法人等が夜間の子ども食堂や自主学習支援事業を行い子どもの居場所づくりを行っている。その事業が拡大してきており、既に社会に不可欠なインフラになりつつある。社会的なニーズに対応するこのような民間団体の事業に自治体が財政的な支援をするケースが増えている。さらには北九州市や太田市のように行政が主体となって子ども食堂を開設する例も出てきている。

私は、本市では夜間の子どもの居場所が少ないことから、積極的に夜の居場所づくりへの支援を検討すべきであると考え。そのためにもまず実態を調査し子どもが夜間をどのように過ごしているのか何を望んでいるのか等を把握した上で他市の事例を参考にして、子ども食堂や自主学習支援事業に有効性を認めれば実施主体への様々な補助を行って積極的に展開すべきである。

形態としては学童保育終了後の時間にそこで引き続き子ども食堂等を行なう、もともと設備が整っている飲食店等を定休日等に借りて行なう、空き店舗を活用する等工夫して実施すべきである。そうすれば、利用しやすい・地域の活性化になる等の副次的な効果も

出てくる。

また対象者を制限することは難しいことから保育需要のように増設すればそれがさらに需要を喚起する事態が発生することも考えられる。しかしそれは当面考える必要はない。母子家庭等対策総合事業（厚労省）等の補助金を活用する方法も考えるべきである。

子ども食堂・自主学習支援事業については考慮すべき点が2点ある。

1. 固定した参加者になる可能性がある。そしてその人間関係に新たに入ろうとする子どもが排除されるあるいは参加しにくくなるようなことが発生しないかということである。事業者に公的な支援をするのであればそのような事態にならないよう配慮させるべきである。
2. いわゆる孤食の高齢者も参加できるようにして地域の共生型居場所とすることも考えるべきである。高齢者には昼はつどい場等が充実してきているが夜はない。偶には一人で寂しく食事をするのではなく地域の子どもたちや保護者達と食事を一緒にできる場が持てれば高齢者の子どもも見守れることになる。
3. 財政的な支援の原資として篤志家からの自発的な寄付を募るのも1案である。子ども食堂・自主学習支援事業への支援とすればわかりやすく共感も得られやすいと考える。また、国は金融機関の所有する睡眠預金の一部を子ども食堂への支援に充てることも検討している。

以上より、

提言1

市が設定する一定の条件を満たしたフリースクールあるいはフリースクールに通う生徒に何らかの経済的支援をすること。

提言2

子ども食堂や自主学習支援事業立ち上げへの支援制度（会場の提供や経済的支援等）を創設すること。

また、既にある子ども食堂・自主学習支援事業からの相談体制も整備すること。その場合、単独世帯の高齢者にも参加できるような形態の食堂には厚めの支援を行うこと。

わたなべ謙二郎 委員

①部活動や習い事をしていない児童・生徒がどのような支援を求めているかの実態調査実施。

②児童館は法律では中学生まで利用できるが、現状では小学生の利用が主である。また、

施設等も中学生が求める利用ニーズに対応できていない。

中高生による公民館・市民館運営委員会参画により、部活動や習い事をしていない中高生が自習やサークル的な活動の場所として、公民館や市民館を活用できるような取り組み促進。

子どもの育ちへの施策について

4. 子どもの貧困について

4. 子どもの貧困について

よつや薫 委員長

市は、昨年度末、子育て世帯の経済状態と生活実態に関する調査を行った（以下、単に「調査」という）。

その中で、相対的貧困世帯の割合は、国民生活基礎調査による 6 人に 1 人という数字よりは低かった。

生活困難世帯の割合も含め、全国と比較して少ない数字と言えるが、調査の結果報告書の中でも触れられているようにその数字は、小中学生の就学奨励の受給率よりも低いため、実際の経済的困難を抱える世帯は多いと考えるべきであり、行政としては個々の世帯ごとに注意深く見守る必要があると考える。

貧困対策として、教育こども常任委員会は昨年 10 月、全国に先がけた貧困対策として「未来につなぐあだちプロジェクト」を策定して実践されている東京都足立区にうかがった。詳細はすでに視察報告で述べているが、キーワードは「貧困の連鎖を断つ」「連鎖の予防」であった。

【「貧困の連鎖を断つ」支援】

既に市が取り組んでいる支援や制度も多々あるが「連鎖を断つ」という点と「連鎖の予防」という貧困に至る手前の先んじた支援を考えるべきではないかと考える。

具体的には、たとえば足立区で実施している成人病対策としての「ベジ・ファースト」や、「生活困難」世帯で子どもに 5 本以上の虫歯がある割合が生活困難でない世帯の割合の約 2 倍いることから医療費の無償化だけでなく生活面での相談相手の必要性も指摘されている。

【ひとり親への支援】

ひとり親、とりわけシングルマザー世帯に圧倒的に貧困世帯が多いことは自治体を問わない現実であり、既に行っている就労支援だけでは連鎖を断つという点で、満足できないのではないかと考えられる。

既に実施されている婚姻家族ではない世帯の寡婦（夫）控除のみなし適用にとどまることなく、積極的な支援を進めるべきである。

実施されているひとり親の家庭相談や弁護士による親権や養育費の相談についても、広報の徹底をして広くすべてのひとり親世帯に浸透するようにすべきである。

【全市で取り組む支援】

調査では個別の問題が見えにくいかと考えるが、貧困世帯の個別の事情は市が各部局横断的に連携して取り組むべき点があるかと考える。先に居場所についてすでに提言しているが、例えば民間で実施されている「子ども食堂」は、居場所でもあり、貧困対策の側面も持っている。

運営する NPO 関係者によれば、こども食堂に来る子どもの様子から家庭でのネグレクト

やDVなどが見えてくることもあるという。

各部局間の連携を強化しながら、NPO など民間との連携の中で、子どもたちからの SOS を発見できる仕組みを考えるべきである。

吉井竜二 副委員長

貧困には様々な要因が複合的に絡んだ結果である事が一年の研究を通じて感じた。

これらの解消には行政の取組だけでは難しいと考えるので、結果や取組の周知が必要と考える。

今後の取組の指針や方針を決めた際にはハンドブックや小さな冊子のようなものを作成し、市全体を巻き込んで取り組めるようなものを作っていただきたい。

次に子ども食堂は現在全国で広がりを見せており、利用する子供にとっては食の問題だけでなく、孤独感の解消や、地域との繋がりなど、様々なメリットが享受できる施設となっている。

核家族化や共働き家庭の増加、母子、父子家庭の増加など、現在の子供は孤独にさらされる可能性が以前の子供に比べて高いと推測する。

子ども食堂の実施は地域などにとって、それほどハードルの高いものではないと考えるので、まずは子ども食堂というものの存在を周知する取組を行っていただきたい。

そして、それに付随する問題について再度考えることで、貧困だけでなく、孤独や居場所についても対策を考える機会をつくっていただきたい。

一色風子 委員

○貧困の連鎖を止めるための策が必要

教育での格差が出ないようにする。

それぞれの子供に合った必要な教育を受けることができるよう環境作りをし、「わからない」を子どもが発信すればそれをきちんと受け止め共に学ぶことができるようにする。

就学奨励金なども充実させ、特に母親の一人親家庭の貧困に対して細やかにサポートが必要（保育所に入れているのか？サポートがいきなりやすい環境にあるのか？などの調査もする）

○貧困世帯の詳しい実態調査

地域格差など細かい現状把握をし、必要なところへ資源を投入できるようにする。

見えにくい貧困をあぶりだすことができるように持っている情報を共有する（特に保育所、学校園など子どもに近いところとの連携は必須）

○子どもたちが自己肯定感を持つことができるように

安心して自分を出すことができる場所、安心して過ごすことができる場所の確保と認めてもらうことができる環境作り。

様々な体験活動を通して自分のロールモデルとなる人々との出会いの場の提供。

子どもと共に親にも自己肯定感を持つことができる人のつながり作り。

☆今後様々な施策を打ち出していく中でスティグマを感じさせないことを必ず念頭に置いておく。

大川原成彦 委員

・支援の目的のひとつとして、貧困に伴い損なわれがちな「子どもの自己肯定感」の醸成を促す事、が挙げられる。その為の留意点は以下の通り。

i) 子どもと、直接接する保護者以外の人たち、例えば学校の先生や地域の大人など、との人間関係、信頼関係を構築する事が必要条件。

ii) 子どもからのシグナル（正負とも）を見逃さない。感動を分かち合う。

iii) 学校現場を中心に、子どもに関わる大人たちが情報共有し、最適化を図る。

・保護者支援のあり方について

i) 「みやハグ」を就学年齢向けに拡張し、保護者の問題意識を高める。

→プッシュ型の情報提供

→日常の緊張感から解放されるような、メッセージやエピソードを提供する。

野口あけみ 委員

「子どもの貧困」については、管外視察において足立区の未来へつなぐあだちプロジェクトと、豊島区のNPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークのとりくみを学んだ。また、本市の子どもの貧困実態調査結果と支援体制整備計画についての報告を聴取した。

OECDによると2005年の日本の子どもの貧困率は14.3%となっており、約6人に1人が貧困状態、母子家庭では2人に1人となっている。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2013年に施行されて以降、ようやく問題の存在が社会的に認知されるようになってきた。

貧困状態は相対的なものであり、また、経済的貧困のみが問題ではなく、文化的要因や孤立化なども問題とされ、貧困の連鎖を断ち切ることが対策の眼目とされている。

本市の子どもの貧困実態調査と支援体制整備計画は、全国的には先駆的取り組みとなっているが、今後具体的な支援策（貧困克服策と呼称せず、「子どもの生活応援」策）を策定するにあたっては、結果報告書にも述べられていることではあるが、以下のことに留意されたい。

1、 現に存在している様々な支援策を系統立てて整理しなおし、施策推進にあた

って担当課間での連携を十分に図ること。制度全般について担当課以外も熟知すること。

- 2、 現に存在している支援策が必要な家庭に確実に利用されるために、何が必要かを検討すること。その一例として、親身に相談にのり、ケースワークできるしくみ（スクールケースワーカーが増員され、その役割を果たせるのがベター）をあげておく。
- 3、 結果報告書には放課後の学習支援や居場所づくり、給付型奨学金の拡充など、あらたな支援策にも言及されている。これらが確実に具体化されることを望む。

子どもの貧困対策について私は、過去二度一般質問でも取り上げており、今後も市の計画策定に注目していきたい。

八木米太郎 委員

西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく子供の生活応援体制整備計画策定のための基礎調査とはいえ、遅延なく調査を実施したことは、当たり前のことながら、大いに評価するところである。

特に、①単なるアンケート調査だけでなく、少数とはいえ、貧困・生活困難世帯の支援に携わる関係機関に対しヒヤリングとインタビュー調査を行ったこと、②調査結果として、「本市の相対的貧困世帯の割合は全国平均より少ないが、この種のアンケートでは、経済的に厳しい世帯の回収率が少し低くなることを想定すべき」としていること、③さらなる詳細な実態調査が必要としていること、④「調査結果から求められる各種支援策」の表記に力点を置き、子供の生活応援体制整備計画策定に結びつけていることなどを評価したい。

西宮市子供の生活応援体制整備計画について

前述のアンケート調査やヒアリング調査に加え、同時に現状の資源量調査を実施したこと、資源を活かすことへの言及、連携・調整の重要性を力説している点は、高く評価したい。ただ結論から言えば、子供の貧困対策推進の拠点整備として、西宮市子供の生活応援連絡調整会議を核とした「（仮称）西宮子供の生活応援ネットワーク」の設置をあげているが、それなりの意義はあるものの正直、いつもの見慣れた風景、よくあるパターンとの感想である。

3番項目の「子供の貧困対策に係る資源量と課題解決の方向性」の（2）資源を活かして課題を解決するための方向性で、「今後、子供の貧困に関する計画を策定する中で、既存の支援制度の拡充・見直しや、新たな支援施策（主に学習支援、生活支援）の実施の必要性等について、検討することになります。」との記述があるが、連携・調整すべき部署や事業

があまりにも多すぎ、かなりの時間とエネルギーが必要でないかと思われる。

計画である以上総花的になることは避けがたいが、資源が多岐多様に存在するだけに、焦点を絞って、取り組むべきではないかと考える。

貧困の連鎖では、経済的、文化的、人間関係的という三つの要因が取り上げられているが、私は、かねてから、物質面での貧困だけでなく、子供の精神面での貧困にも注目すべきであると思っている。

焦点を絞るとなれば、一例に過ぎないが、前述の新たな支援施策として括弧書きであるが「主に学習支援、生活支援」ともあるように、やはり、力をいれるべき対象はまず、児童(小学生)であろう。そして、現在のスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を軸に、単なる教育相談だけではなく、貧困の実態や対策、関係機関との連携にも幅広く取り組むマルチ型「児童ソーシャルワーカー」の育成と全校配置、養護教諭が全校に配置されているのと同様な意味での全校配置を検討すべきではないかと考える。

要は、特色ある施策を焦点を絞って実施すべきであると考えます。

八代毅利 委員

まず冒頭に申し上げたいことがある。

「子どもの貧困」という言葉が巷にあふれているが、元々は政府がつけたネーミングでありそれ自体が問題である。

何故ならそれは全く子ども本人の責に帰するものではなく保護者或いは社会システム自体の責に帰するものでありそれを「子どもの」という修飾語を付けることにより子どもたちを差別化するような響きを持つ。

論理的な問題というより情緒的な問題かもしれないが、ネーミングは大切である。再検討する必要がある。冒頭にまずこれを強く申し上げておきたい。

国は平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されている。国の取り組みが基本だが自治体の取り組みが最も重要である。

貧困といえば経済的貧困を連想するが経済的貧困なら経済的な支援を行うことにより解決する。

しかし経済的困窮よりも保護者の教育的貧困・精神的貧困が問題でありそれが子どもにも伝わり貧困の連鎖を生む。そして社会問題化するのである。

多くの偉人は貧困家庭から生まれてきているが保護者或いは子どもに関わる人々が愛情を注いだことにより、立派な人に成長したのである。

西宮市は「西宮市子どもの生活応援体制整備計画」を策定した。子どもの貧困という言葉を使っていないのは大いに評価したい。

その計画の中でも指摘しているように、経済的要因だけが問題なのではなく文化的要因、人間关系的要因が根底にあるのである。

しかし私は、文化的要因の代わりに教育的要因を入れて、経済的要因、教育的要因、人間关系的要因の3つが大きな要因と考える。

子どもの生活応援体制として現実にはかなりの施策が実施されている。

また、今後さらに支援体制を強化していくと理解しているが、以下提言する。

1. 経済的要因について

整備計画にあるとおり必要な支援が確実にその子どもに届くようにすることが最も重要である。

マイナンバーを活用してその家庭が受けられる支援策の一覧が出るようなシステムを構築すべきである。

それをセキュリティーに配慮しつつ、学校、民生委員・児童委員、SSW、各所管課とで一定共有できるようにすべきである。

そしてプッシュ型の支援を積極化すべきである。

2. 教育的要因について

文化的要因ではなく教育的要因とした理由は、保護者及び子どもへの教育という意味である。

保護者に関しては社会常識、賢明な生活、金銭の節約、生活設計、社会保障等についての知識の欠如或いは軽視という問題が存在する場合がある。

特に保護者への就労支援は非常に重要である。様々な理由で職についていない保護者に対して就労させることにより社会参加そして生活設計の学習をさせることが重要である。しっかりした就労支援の在り方を検討いただきたい。

子どもに関して、学校教育は当然として学校外教育（無料学習支援等）、食育、経済教育（金銭管理、生活設計を含む）、進学支援等の充実が必要である。

私は子どもの生活応援としては教育と食が最も重要と考える。

食も食育という観点から教育的要因に入れることとする。

①教育について

教育に関しては保護者の無関心や進学の経済的負担等が大きな問題と考える。

保護者に教育の重要性を教えるべきである。

子どもが希望するのであれば、進学させることが本人の自己実現や経済的安定に資するものであることを教えることが重要である。進学に理解のない保護者の理解を得る方策を真剣に考える必要がある。

奨学金については我が党が強力に政府に働きかけた結果、財源を捻出して給付型奨学金が創設された。しかし国の制度だけでは完全な無償にはならないので市が補完する形の給付型奨学金を創設すべきである。

またこれらの制度の周知を徹底することが重要である。

また、学習支援についても成績優秀な生徒には学習塾での学習を支援する、また学校の授業についていけない子どもにはボランティア等による学習支援を拡充すべきである（或いはボランティアではなく塾と提携して講師を派遣してもらう）。

②食について

今回の貧困調査で分かったのが朝食を食べていない子どもが相対的貧困世帯では小学生で5%、中学生で10%程度いる。また、子どもに食事を週3日以下しか作らない保護者が同じく12%程度いるということである。

私は食は非常に重要だと考える。

朝食を摂らないと午前中の学習や運動にも支障が出るし、夕食がなければ子どもは寂しい思いをし、子どもの生活全般にも影響が及ぶ。

食は人を作るというのは一面で正しい。

そこで私は家で朝食を食べられない子どもへの支援を行うべきと考える。本来保護者の責任であるが子どもには罪はない。少なくとも学校やコンビニでバナナと牛乳が食べられるような工夫が出来ないか？

また、夕食も問題である。食事を作ってもらえず仕方なく一人でコンビニ等でスナック菓子等を買って食べるようなことが続けば子どもに良い影響を与えない。栄養も偏ってしまう。こども食堂が広がることを期待したい。例えば子ども食堂の全小学校区への展開を検討してはどうか？

親から幾ばくかのお金を渡されてコンビニで買って食べるより、大勢で食卓を囲むことが、如何に精神衛生上いいことであるか。

成長期の子どもはいつもおなかをすかせているのであるから食を軽視してはいけない。

毎年1000億にも上る休眠預金（金融機関で10年以上出し入れがない預金）を金融機関の収益にしないで民間公益活動に活用できる休眠預金活用法が成立した。施行後には子ども食堂などへの支援にも活用できることとなり子ども食堂の設置・運営がしやすくなると思われる。

市としてはそれを追い風として設置場所等での協力が一番必要なことではないかと考える。例えば、児童育成センター終了後の時間帯をこども食堂の場所として提供できないか？是非検討すべきである。

また、その場合、子どもだけでなくその保護者、障がい者、単身の高齢者等も受け入れる地域共生型の食堂にすべき考える。

また、財源として「地域子供の未来応援交付金」の活用も真剣に検討すべきだ。

3. 人間関係的要因について

これは非常に難しい。一番大切なのは保護者が頼りにする人がいる或いは相談できる人がいるということである。

多くの人が関わるようにすることが一番大切であろう。

行政のみならず民間団体も、である。

また、市の計画で掲げている通り進学・就職におけるモデルとなる人との交流の場の提供は非常に重要と考える。重点的に取り組んでもらいたい。

4. 全般にわたって申し上げたいこと。

西宮市子供の生活応援ネットワークに関して

① コーディネート機関がしっかりと応援をするべき子どもに関する組織横断的な情報共有で現在受けている支援と可能な支援が即座に把握できることが必要である。そのためのシステムを開発すべきである。

② 支援するためにかかわる人は多ければ多いほどよい。それはなぜかということ、支援される人が相談しやすい或いはウマが合うということが大事だからだ。大勢が関わればウマのあう人とめぐり逢い、今まで人に言えなかったことが言えるということも出てくる。また、関わった人の得た子どもに関する情報を学校に集約する仕組みをつくることも重要である。

学校がプラットフォームというが学校外のものが重要な役割を果たすこともあるのでここにもしっかりと目配りすることが必要である。

以上

わたなべ謙二郎 委員

昨年度、管外視察で訪れた豊島区のNPO法人「豊島子どもWAKUWAKUネットワーク」は、無料学習支援、子ども食堂、夜の児童館の運営を一体的に行うことで、支援が必要な子供達に様々な支援が届く体制が整っており、理想的なモデルであると感じた。

本市では、児童館など公設の居場所や厚生第1課が行う学習支援、民間では、こども食堂、学習支援を行っている団体があるが、子供達への支援体制は地域差があり、各団体間の連携や情報交換が必要であると考えます。

今年度から「子供応援ネット」が設置されて、「連絡調整会議」において市内や地域をはじめ関係団体との連携が始まるが、支援を必要とする世帯の情報を得るために、担当職

員がこまめに学校や地域等現場に出向く必要がある。現状、効果的な施策や手法など決定的なものがないまま、全校区で手探りに均一的な取組をすると、余分な労力を費やし、取組が実効性に欠けることにもなりかねない。まずは、モデル校区を決めて、そこで様々な取組や検証を行い、そこから実効性のある取組を他校区に波及させることが必要である
と考える。